

【諮問第263・264号】

29川情個第10号  
平成29年5月9日

川崎市長  
福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三浦大介

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年12月7日付け27川健医薬第1081号及び第1083号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当  
電話 044-200-2108

## 1 審査会の結論

「医療法第25条に基づく病院立入検査（臨時）に係る改善計画等措置状況報告書について」に記載されている〇〇病院の患者相談窓口及びマスコミ関係窓口の内線番号並びに「平成27年度医療法第25条 病院立入検査に関する事前提出書類について」に記載されている同姓同名の医師が別に存する医師の医師免許登録年についてはこれを開示すべきである。

## 2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年8月10日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。平成28年条例第3号による改正前のもの。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇病院の医師が精神保健指定医の資格を不正取得したなどとして厚生労働省に指定を取り消された問題に関する一切の公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対して、平成27年3月及び同年7月に実施した〇〇病院に対する医療法（昭和23年法律第205号）第25条に基づく病院立入検査に関する6件の文書を特定し、このうち「医療法第25条に基づく病院立入検査（〇〇病院）の実施について」、「医療法第25条に基づく病院立入検査（臨時）結果について」、「医療法第25条に基づく病院立入検査（臨時）に係る改善計画等措置状況報告書について」及び「平成27年度医療法第25条 病院立入検査に関する事前提出書類について」の4件の文書（以下「本件対象公文書」という。）について、条例第8条第1号、第8条第2号ア等に該当するとして、平成27年10月7日付けで、部分開示処分（以下「本件処分1」という。）を行った。また、「平成27年度医療法第25条 病院立入検査に関する事前提出書類について」のうち医師の職員名簿に関する部分の部分開示処分を取り消し、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索（一般向け）で確認できる登録年を開示に変更し、平成27年10月26日付けで、改めて部分開示する処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) また、他の2件については、条例第8条各号に規定する不開示情報に該当しないとして、平成27年10月7日付けで、全部開示処分を行った。
- (4) 異議申立人は、条例第22条第1項の規定に基づき、平成27年11月2日付けで、本件処分1に対して「処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。公益上の理由による裁量的開示を行うことを求める。」として異議申立てを行った（当審査会諮問第263号事件）。
- (5) また、平成27年11月6日付けで、本件処分2に対して「処分を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。公益上の理由による裁量的開示を行うことを求める。」として異議申立てを行った（当審査会諮問第264号事件）。

(6) なお、(3)の全部開示処分に対しても、異議申立人から同様に異議申立てが行われており、この案件については、諮問第262号の答申において本審査会の審査の結果を提示する。

### 3 異議申立人の主張要旨

平成27年11月2日及び同月6日付け異議申立書、平成28年3月14日付け意見書、同年9月20日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 不開示部分は、いずれも条例第8条第1号にも第2号アにも第4号にも第5号にも該当しない。また、たとえ該当したとしても、条例第8条第1号ただし書きアからエの全てに該当し、第2号ただし書きに該当する。
- (2) 文書の探索が不十分であるか、対象情報を解釈上の不存在か適用除外と判断することが違法である。
- (3) 我が国の精神科医療の現状は、障害者の権利条約に違反している。本件の精神保健指定医による強制入院を含む強制的な精神医療そのものが国際条約違反であり、違法に指定を取得した〇〇病院の精神保健指定医に係る情報を最大限公表することこそが、我が国に対する種々の国連勧告を満たすことになる。
- (4) 内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申によれば、精神保健指定医という特別職の公務員が公権力の行使をするにあたって、職務職責が極めて重大であり、高度な専門職であって、社会的責任が極めて強大な公的性格があると認められる。そして、精神保健指定医の判断は、人の自由に対する権利に著しい制限を加える性質があるから、精神保健指定医が十分な専門性を有しているかという情報は、広く一般に公にされていることが求められているというべきである。
- (5) 原処分を妥当と判断することは、障害者の権利に関する条約、公文書等の管理に関する法律、条例の規定等に明確に反することになる。
- (6) 現在、医療法において診療所、病院の広告が解禁となっており、病院側が出す広告が病院にとって良い面の情報のみであることに鑑みて、対象公文書に病院側に不都合な情報が含まれていたとしても、市民が病院を選択するための有用な情報として、積極的に開示すべきである。
- (7) 精神保健指定医の違法取得問題を調査した〇〇病院職員名は、説明責任の観点から開示すべき情報である。当該職員は、病院の責任者に準じるものとして、その職責を持って対応しているのであり、個人の正当な権利利益が害されるおそれがある情報には該当しない。また、当該事件の重大性に鑑みても行政の説明責任の観点からも、公表慣行があると認められる。さらに、当該不開示部分は患者やその家族がインフォームド・コンセントの権利を行使することで公になる情報である。したがって、当該不開示部分は条例第8条第1号ただし書きア及びイに該当する。
- (8) 月別調剤数及び外来患者に係る取扱い処方箋数、就業規則等は、法人の内部管理に関する情報ではなく、開示したとしても同病院職員や同病院の正当な権利利益を害するおそれがあるとは認められない。これらは数値の表記という客観的な

情報であり、医療法の規定による検査における最終的な情報である。医療という事業の性質や患者が置かれている状況等に鑑みると、むしろ患者等が医療機関を選択する際の有用な情報として公開していくことが、条例第8条第1号ただし書きの趣旨に合致している。

- (9) 医師免許の取得年のうち、同姓同名がいる場合は不開示とされたが、同姓同名がいない医師の医師免許取得年を開示しても当該医師個人の権利利益を害していないのに対して、同姓同名がいる医師の医師免許取得年を開示すると個人の権利利益を害するという弁明には理由がなく、不開示情報に該当しない。当該情報は条例第8条第1号に該当しないか、該当したにせよただし書きア及びイに該当する。
- (10) 看護師や准看護師といった、医師以外の職種は、特別職の公務員たる精神保健指定医を補佐する役割である。実際に患者が最も長時間接する医療者は、医師ではなく看護職員であり、看護職や事務職等による人権侵害も行われていることから、医師以外の職にあるものについても、医師に関する情報で開示になった情報に相当する情報までは、説明責任があり公表慣行があることから条例第8条第1号ただし書きアに該当する。
- (11) 給食従事者、放射線関係者についても、少なくとも代表者については、説明責任があり公表慣行があると思われることから、条例第8条第1号ただし書きアに該当するとともに、条例第8条2号アに該当しないかたとえ該当したにせよ同号ただし書きに該当する。
- (12) 医師又は歯科医師の診療日及び診療時間が、医療法第14条の2第1項、同法施行規則第9条の3等により公表してあること、患者やその家族がインフォームド・コンセントの権利を行使することにより公になる情報であること、患者の生命等保護の観点から公表慣行があることから、非常勤医師の勤務実績表、常勤及び非常勤医師のタイムカード又は出勤簿のコピーは、条例第8条第1号ただし書きア及びイに該当する。
- (13) 医薬品管理状況調査表は、保管場所を不開示とした上でならば、継続的または断続的に在庫不足に陥っていないか等を確認するために公にすることが必要であると認められる情報にあたり、また患者やその家族がインフォームド・コンセントの権利を行使することにより公になる情報であり、説明責任の観点から公表慣行があることから、条例第8条第2号ア、第5号に該当せず、たとえ第2号アに該当したにせよ、同号ただし書きに該当する。
- (14) 業務委託先については、患者やその家族がインフォームド・コンセントの権利を行使することにより公になる情報であり、説明責任の観点から公表慣行があることから、条例第8条第2号アに該当せず、たとえ該当したにせよ、同号ただし書きに該当する。せめて防火管理者氏名は、東日本大震災以降、防災関連の情報は国民の関心が高まっていることから、条例第8条第1号ただし書きア及びイに該当するとして公にすべきである。
- (15) 診療録の外部保存場所の別紙には、どのような情報が記録してあるのか通知書においても処分理由説明書においても説明が尽くされておらず、川崎市行政手

続条例第8条第1項、第14条第1項に違反している。

- (16) 病院施設平面図のうち、少なくとも患者が入院している部分は内部管理情報に該当しない。他自治体では開示しているところもあり、書籍等でも精神科病院の詳細な間取り図が公表されているものがあるが、犯罪等の憂慮する事態は引き起こされておらず、実施機関の主張には理由がない。
- (17) インフォームド・コンセントの対象には、医療機関にかかっている患者だけでなく、今後かかろうとしている人やその家族も含む。誰でも心の病で精神病と位置づけられる可能性はあるので、対象に含まれる。したがって、本件については広く説明責任があり、公表慣行があると考ええる。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成28年1月13日付け処分理由説明書及び同年6月28日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、本件処分について、「公益上の理由による裁量的開示を行うこと」を求めているが、不開示部分については、個人に関する情報、医療機関の内部情報又は組織の事務遂行に係る情報であることから、開示することで個人や法人の権利利益を侵害するおそれがあるとともに、組織の事務事業の遂行を阻害する事態に陥ることが想定される一方、申立人の主張する公益上の理由は不明確であり、開示による利益が開示による利益に優越すると認めることはできない。
- (2) 病院の患者相談窓口やマスコミ対応担当窓口の担当者名及び内線番号については、当時体制が確立されていない中、市が改善報告を求めたことから病院側で急ぎょ体制を整えたもので、外部に出ている情報ではなかったことから条例第8条第1号又は第2号アに該当するため不開示とした。
- (3) 病院の担当者名、医師の職員名簿のうち所定勤務時間数・医師免許登録番号・医師免許登録年月日（登録年については厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索（一般向け検索）で特定できるものを除く。）、採用年月日・研究研修外勤の状況・研究外勤先・産休・育休・介護休暇については、個人に関する情報であるため、条例第8条第1号に該当するため不開示とした。
- (4) 病院の担当者名、医師の職員名簿の医師以外の職員名簿については、病院内に掲示する義務等がなく公にもされていないことから、条例第8条第1号に該当するため不開示とした。また、給食従事者名簿等については、人員配置基準も運営上のノウハウであることから、条例第8条第2号アにも該当すると判断した。非常勤医師等の勤務実績表、常勤医師・非常勤医師のタイムカード・出勤簿等のコピーについても、条例第8条第1号に該当するとして不開示とした。
- (5) 病院の内線番号、月別調剤数及び外来患者に係る取扱い処方箋数、診療録等の保存場所の住所・名称・別紙、外来以外の病院施設平面図、就業規則、医薬品管理状況調査票、業務委託に関わる委託先等については、公開されることにより法人の事務に支障をきたすおそれや法人の正当な利益を害するおそれ、犯罪行為に巻き込まれるおそれなどがあるため、条例第8条第2号ア又は併せて第5号に該当するとして不開示とした。

- (6) 今回の立入検査については、厚生労働省から話が来た後、立入検査の実施伺いを起案しており、話し合い等もその中で行っている。決裁文書は本件対象公文書の中にある。それ以外に公文書として残っているものはなく、異議申立人が請求書の中で言及しているメール、FAX、打合せ記録等も存在しない。

## 5 審査会の判断

### (1) 審査会の審査対象について

当審査会諮問第263号事件及び第264号事件は、いずれも異議申立人が平成27年8月10日付けで行った公文書開示請求に対する部分開示処分に関する事案であり、第264号事件に係る本件処分2は、第263号事件に係る本件処分1に対する追加的な再部分開示処分であることから、併合して審査する。以下では、両処分を一体として本件処分と呼び、専らこの本件処分である部分開示決定の適否を審査する。

なお、異議申立人は、本件処分に対して対象公文書の特定が不十分であるとする異議も申し立てているが、この点については、平成27年10月7日付けの全部開示処分に関する諮問第262号の案件において審査し、答申をしているので参照のこと。

### (2) 「医療法第25条に基づく病院立入検査（〇〇病院）の実施について」と「医療法第25条に基づく病院立入検査（臨時）結果について」の2つの対象公文書

この2つの公文書のうち病院立入検査の通知の受領確認の送付者名が不開示とされているが、これは、条例第8条第1号本文の個人情報に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないと認められるため、妥当である。

### (3) 「医療法第25条に基づく病院立入検査結果（臨時）に係る改善計画等措置状況報告書について」

本公文書のうち、患者相談窓口及びマスコミ関係窓口の担当者名が条例第8条第1号の個人情報に該当するとして不開示とされているが、これは、条例第8条第1号本文の個人情報に該当し、かつ同号ただし書きにも該当しないと認められるため、妥当である。また、法人代表者の印影が条例第8条第2号アの法人情報に該当するとして不開示とされているが、これを開示すると、条例第8条第2号アが定める当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、妥当である。

しかし、患者相談窓口及びマスコミ関係窓口の内線番号は、事柄の性質上広く公にされることを前提としたものと考えられるので、これを開示しても、条例第8条第2号アが定める当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは認められず、開示されるべきである。

### (4) 「平成27年度医療法第25条 病院立入検査に関する事前提出書類について」

本公文書のうち、病院の担当者名、医師の職員名簿のうち所定勤務時間数・医師免許登録番号・採用年月日・研究研修外勤の状況・研究外勤先・産休・育休・介護休暇、医師以外の職員名簿・給食従事者名簿、放射線業務従事者一覧名簿、非常勤医師等の勤務実績表、常勤医師・非常勤医師のタイムカード・出勤簿等のコピー、

などが条例第8条第1号の個人情報に該当するとして、また病院の内線番号、月別調剤数及び外来患者に係る取扱い処方箋数、診療録等の保存場所の住所・名称・別紙、外来以外の病院施設平面図、就業規則、医薬品管理状況調査票、業務委託に関わる委託先などが条例第8条第2号アの法人情報あるいは併せて同条第5号の公共の安全等に関する情報に該当するとして不開示とされているが、これらは、上記(3)に述べたところと同様の理由により妥当である。

しかし、医師の職員名簿の医師免許登録年月日中登録年について、厚生労働省ホームページ医師等資格確認検索（一般向け検索）で特定できる者についてのみ開示し、同姓同名者がいるために特定できない者については、これを不開示としているのは妥当ではない。医師の医師免許取得年の情報が厚生労働省のホームページで一般公表することとされている事実は、同情報については公表慣行があると理解すべきであり、条例第8条第1号アに該当すると解されるからである。したがって、同姓同名の医師が別に存する本公文書の医師の医師免許登録年についても開示すべきである。

#### (5) 法律・条約違反の主張について

異議申立人は、本件処分が公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に違反する旨を主張するが、同法の対象は国の行政機関や独立行政法人等の管理する行政文書及び法人文書等であり（同法第1条、第2条等参照）、川崎市市長等の川崎市の実施機関の作成及び取得する公文書は、その適用を受けるものではないので、かかる主張は妥当とはいえない。

また、異議申立人は、本件処分が障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）に違反する旨を主張するが、同条約は、国内での立法等の措置なしに直接適用されるような自動執行性を有する条約であるといえるような具体的明確な内容を有してはいないと考えられ、異議申立人もこの点についてその主張を根拠づける積極的な根拠を示してはいない。むしろ、異議申立人が挙げる国連勧告などの指摘する点も、日本政府による適切な立法等の措置を求めているものといえる。従って、本件処分を、国内法を媒介せずに直接に同条約に違反するものと解することはできない。

もっとも同条約も国内的効力を有するものであるから、同条約の趣旨に適合するように国内法を解釈すべきことは認められる。そうした観点からは、異議申立人が公表慣行（条例第8条第1号ア）の存在の広い認定や公益上の理由による裁量的開示（条例第10条）の積極的解釈を主張することは十分に理解できる。しかし、障害者やその関係者に限らず何人にも広く情報を開示するという条例の定める情報開示制度の趣旨及びあらゆる人の個人情報の保護というもう一方の重要な制度趣旨等を踏まえる限り、異議申立人の主張する公益や障害者の権利保障の要請は、本件処分との関係では、抽象的一般的な要請にとどまると解さざるを得ない。したがって、障害者の権利に関する条約の趣旨を踏まえたとしても、前記(2)から(4)の条例の解釈適用を変えるには至らない。

#### (6) インフォームド・コンセントとの関係

異議申立人は、本件処分によって不開示とされた情報についても、〇〇病院の患

者やその家族がインフォームド・コンセントの権利を行使することで知りうる情報であることを縷々述べている。そのことを仮に前提としたとしても、利害関係者に限らず何人にも情報の開示を行う情報公開制度と、インフォームド・コンセントによる情報開示との間には大きな乖離があり、後者による情報開示が認められるからといって前者の開示が当然に認められるものではない。

なお、インフォームド・コンセントの観念は、今日広く解されるようになってきており、現に通院・入院加療中の患者のみならず、病気等に罹患して医師や医療機関を探している人、将来病気に罹患した時に備えて医師や医療機関の情報を集めている人等に対する情報提供にまで拡大している旨の主張も異議申立人は行っている。インフォームド・コンセント概念をそのように拡張させる議論があることは確かなのであるが、それが一般的な通念となり、医療機関や医師に関する情報が条例第8条第1号アの定める「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」とまで解されるようになっていないとは認められない。また、民間医療機関の施設運営に関する情報を利害関係者に限らず何人にも開示するまでもの「公益上特に必要があると認めるとき」（条例第10条）が、上記のように拡大されたインフォームド・コンセントの要請から導かれるものとは解されない。したがって、医療において重要なインフォームド・コンセントの要請を踏まえたとしても、前記（2）から（4）の条例の解釈適用を変えるには至らない。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大 関 亮 子
委員	早 川 和 宏
委員	人 見 剛
委員	葭 葉 裕 子